

お手続きにあたって必要なもの（専門実践教育訓練給付金）

受講開始 1ヶ月前までに提出が必要な書類（受給資格確認）

【必ず提出が必要なもの】

① ジョブカード（訓練前キャリア・コンサルティングでの発行から1年以内のもの）

事前予約の上、訓練対応キャリアコンサルタントによる訓練前キャリアコンサルティングを受け、ジョブカードの交付を受けて下さい。予約先や予約方法等の詳細は、別リンク「訓練前キャリアコンサルティングについて」をご確認下さい。

② 教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票

※用紙をお持ちでない場合は、ハローワークに備え付けのものにその場でお書き頂きます。

※教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票にはマイナンバーの記載が必要です。

③ 本人・住居所確認書類

申請者の本人確認と住居所確認を行うため、官公署が発行する証明書です。具体的には、運転免許証、マイナンバーカード、住民票の写し、雇用保険受給資格者証、国民健康保険被保険者証、印鑑証明書のいずれかです（コピー不可）。郵送の場合は、本人・住居所確認書類のコピーを添付してください。

④ - 1 個人番号（マイナンバー）確認書類

マイナンバーカード、通知カード、マイナンバーの記載のある住民票の写しのいずれかです（コピー不可）。郵送の場合は、書留等の記録付郵便により個人番号（マイナンバー）確認書類のコピーを添付してください。

④ - 2 身元（実在）確認書類

マイナンバーカード、運転免許証、官公署が発行する身分証明書・資格証明書（写真付き）などです（コピー不可）。郵送の場合は、身元（実在）確認書類のコピーを添付してください。

⑤ 写真 2 枚（最近の写真、正面上半身、縦 3.0 cm×横 2.5 cm）

※本手続き及びこれに続き今後行う支給申請ごとに個人番号カード（マイナンバーカード）を提示することで省略が可能です。

⑥ 払渡希望金融機関の通帳又はキャッシュカード（郵送の場合は、金融機関名、支店名、口座番号、申請者氏名がわかる面のコピー）

※雇用保険の基本手当受給資格者等であって、既に「払渡先希望金融機関指定届」を届けている方は、届出の必要はありません。）

※古い様式の②の用紙をお持ちの方で、払渡先希望金融機関の確認印を受けて頂いている場合は、必要ありません。

【該当者のみ提出が必要なもの】

◆ 専門実践教育訓練給付および特定一般教育訓練給付再受給時報告

過去に専門実践教育訓練給付および特定一般教育訓練給付を受給したことがある場合に必要となります。

◆ 郵送による申請（やむを得ない理由があると認められた場合に限る）の場合は、 証明書等の添付書類

（教育訓練支援給付金の支給対象者）

◆ 離職票（基本手当の受給資格決定を受けている場合は雇用保険受給資格者証）

◆ 基本手当の受給延長手続きをとっている場合、受給期間延長通知書

教育訓練支援給付金に関する手続きは、教育訓練給付金と同様、受講開始日の**1ヶ月前まで**に行う必要がありますが、手続きの際には、退職しているなど一般被保険者でない状態でなければなりません。受講開始日の1ヶ月前までの日には一般被保険者（在職中）だったが、その後、**受講開始日前に**、退職等により一般被保険者でなくなった場合は、一般被保険者でなくなった日の翌日から1ヶ月以内に**教育訓練支援給付金**に関わる手続きを行って下さい。その際、既に教育訓練給付金の受給資格者証が交付されている場合は、必ずご持参下さい。（教育訓練給付金に関する手続きは、受講開始**1ヶ月前まで**に行う必要がありますので、ご注意下さい）。

受講中及び修了後の支給申請時に提出が必要な書類

【必ず提出が必要なもの】

① 受給資格確認通知書（教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格者証）

受給資格確認手続き後にハローワークから交付されます。

② 教育訓練給付金支給申請書（様式第33号の2の4）

教育訓練の受講修了後、指定教育訓練実施者が用紙を配布します。「教育訓練給付金支給申請書記載に当たっての注意事項」は必ずお読みください。

③ 受講証明書または専門実践教育訓練修了証明書

指定教育訓練実施者が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講者の教育訓練修了を認定した場合に発行します。

④ 領収書

指定教育訓練実施者が、受講者本人が支払った教育訓練経費について発行します。なお、クレジットカード等による支払いの場合は、クレジット契約証明書（又は必要事項が付記されたクレジット伝票）が発行され

ます。受領した場合は、支給申請時に添付できるよう、なくさずに保管しておいてください。

⑤ 教育訓練経費等確認書

※用紙をお持ちでない場合は、ハローワークに備え付けのものにその場でお書き頂きます。

【特定の場面または該当者のみ提出が必要なもの】

(専門実践教育訓練に係る**最後の支給単位期間**について教育訓練給付の支給を受けようとする場合)

◆ 専門実践教育訓練給付最終受給時報告

(**教育訓練支援給付金**を申請する場合)

◆ 教育訓練支援給付金の受給資格者証 (教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格者証)

上記①と同じものです。受給資格確認手続き後にハローワークから交付されます。

◆ 教育訓練支援給付金受講証明書

指定教育訓練実施者が用紙を配布。指定教育訓練実施者の証明を受け要提出。

◆ 基本手当の受給資格決定をしている場合、雇用保険受給資格者証

◆ 郵送による申請 (やむを得ない理由があると認められた場合に限る) の場合は、 証明書等の添付書類

◆ 返還金明細書

「領収書」「クレジット契約証明書」が発行された後で教育訓練経費の一部が指定教育訓練実施者から本人に対して還付された (される) 場合に、指定教育訓練実施者が発行します。

教育訓練給付 (専門実践) 追加給付申請時に提出が必要な書類

① 受給資格確認通知書 (教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格者証)

② 教育訓練給付金支給申請書 (様式第33号の2の5)

※**追加給付申請用**の様式です (受講中等に使用していた支給申請書とは様式が異なります)。

※教育訓練の受講修了後、指定教育訓練実施者が用紙を配布します。

※事業主証明欄は勤務先、または就職先の事業所から証明をしてもらってください。

③ 専門実践教育訓練修了証明書

④ 資格取得等を証明する書類

※大判の合格証書などは縮小コピーで提出願います（A4判程度）

※資格が登録制の場合、登録日の確認できるものを添付ください。

⑤ 全期間分の領収書（返還等がある場合は、返還金明細書も必要です）

⑥ 専門実践教育訓練給付追加給付申請時報告

※用紙をお持ちでない場合は、ハローワークに備え付けのものにその場でお書き頂きます。

⑦ 教育訓練経費等確認書

※用紙をお持ちでない場合は、ハローワークに備え付けのものにその場でお書き頂きます。

教育訓練支援給付金については、令和4年3月31日の終了を予定していますが、令和4年3月8日現在、制度の継続について国会にて審議中となっており、令和4年4月以降も継続となる可能性がございます。